

**第45回全国育樹祭カウントダウンボード製作業務  
企画提案競技実施要領**

**1 趣旨**

第45回全国育樹祭開催を県民に広く周知できるカウントダウンボード製作業務の委託先の選定に関し、プロポーザル審査会による提案競技に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

**2 業務の概要**

- (1) 業務名 第45回全国育樹祭カウントダウンボード製作業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和4年1月14日まで
- (3) 限度額 660,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記の金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

**3 業務の内容**

別添「仕様書」のとおり。

**4 スケジュール（予定）**

令和3年10月25日（月）	企画提案競技の公告 企画提案競技参加申込書等、企画提案書、質問書の 受付開始
11月2日（火）	企画提案競技参加申込書等の提出期限
11月2日（火）	質問書の提出期限
11月8日（月）	企画提案書の提出期限
11月11日（木）	審査会
11月中旬	審査結果の通知、契約締結のための協議
11月中旬	委託契約の締結

**5 参加資格**

企画提案競技に参加できる者は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会を行う場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年

法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目の全てに該当すること。
- ① 事業の実施にあたり担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
  - ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
  - ④ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
    - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
    - カ 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
    - キ 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
    - ク 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、大分県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者または同等の資質を有する者であること。
- (6) 大分県内に本社、支社、営業所またはこれらに類する事業拠点を有する者であること。

## 6 企画提案競技への参加

企画提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とし、FAX や電子メールによる提出は一切受け付けない。

- (1) 提出物（各 1 部。A 4 サイズ）
- ① 企画提案競技参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）
  - ② 参加申込者概要（様式第 2 号）
  - ③ 5 の(3)の①に関する書類（様式第 3 号）
  - ④ 5 の(3)の④に関する書類（様式第 4 号）
- ※ なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参

加する資格を有していない者については、次に定める書類を併せて提出すること。

- ・営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類（写し）
- ・納税証明書（都道府県税）
- ・納税証明書（地方消費税）
- ・登記簿謄本、定款（写し）
- ・印鑑証明書
- ・貸借対照表及び損益計算書（直近年度分）、営業概要書
- ・取扱商品等調書

(2) 提出期限

令和3年11月2日（火曜日）17時必着

(3) 参加資格の確認

提出された参加申込書等に基づき、参加資格の確認を行う。なお確認した結果、参加資格の要件を満たしていないと判断された場合は、令和3年11月1日（月曜日）までに書面により通知する。

(4) その他

参加申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和3年11月5日（金曜日）17時までに提出すること。（ファクシミリまたは電子メール可。その場合は必ず着信を確認すること。）

## 7 質問の受付及び回答

提案を行うにあたり、別紙「質疑応答集」以外で疑義が生じた場合は、以下により質問書（様式第7号）を提出すること。なお、メールアドレスは本要領13項参照のこと。

(1) 質問方法

電子メールにて提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。

(2) 電子メールの件名

第45回全国育樹祭カウントダウンボード製作業務委託（会社名）

(3) 回答方法

質問書を受理した日の翌日から起算して直近の火曜日又は金曜日までに、参加申込書提出者全員に対して回答を電子メールにより送付するとともに、第45回全国育樹祭大分県実行委員会（以下「実行委員会」という。）ホームページにて公表する。ただし、提案内容の核となる質問内容については、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提出期限

令和3年11月2日（火曜日）17時まで

## 8 企画提案書の提出

以下の企画提案書を作成し、提出期限までに提出すること。

全てA4サイズ。①～④を長編綴じとすること。ファイル等による綴じ込みはせず、2穴パンチ位置を考慮して印刷すること。

また、6部のうち1部は会社名・担当者名・連絡先を表示したもの、残り5部は会社名・担当者名・連絡先を伏せた状態のものを提出すること。

### (1) 企画提案書

項目	内容	部数	備考
① 表紙	会社名、担当者名、連絡先等を明記すること。	6	様式第8号
② 企画提案書	仕様書に沿って本業務の趣旨を踏まえた内容で、カウントダウンボードのデザイン及び製作図面とする。	6	様式任意
③ 業務実施スケジュール	企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、作業工程等を記載すること。	6	様式任意
④ 見積書	本業務を実施するために必要な項目ごとに、その単価、金額を記載すること。	6	様式任意
⑤ 県産材使用誓約書	カウントダウンボードに県産木材を使用することを誓約すること。	1	様式第9号

### (2) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とし、FAXや電子メールによる提出は一切受け付けない。

### (3) 提出期限

令和3年11月8日（月曜日）17時必着

### (4) その他

- ① 1社につき1提案とする。
- ② 提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。
- ③ 次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としない。
  - ア 提出書類に不足がある場合
  - イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 本企画提案協議への参加資格がない者が提出した場合
- キ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 他の提案競技参加者と企画提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ケ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案協議参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- コ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 9 審査

書類審査の上、選定順位を定め、最優秀企画提案者を決定する。

### (1) 審査のポイント

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
企画提案書の内容	デザイン画が具体的でわかりやすく、詳細に記載されているか	10
第45回全国育樹祭カウントダウンボードに係る提案内容	第45回全国育樹祭の開催をわかりやすく表現することができるか	20
	第45回全国育樹祭の開催趣旨に沿ったデザインとなっているか	20
	幅広い世代に支持されるデザインとなっているか	10
	アイデアは斬新か	10
	持ち運びは容易か	5
	サイズは規定通りか	5
提案内容全体	より多くの人の目に止まるような効果的なデザイン案となっているか	20

## 10 審査結果の通知

全ての応募者に対し、審査会終了後、速やかに選定順位をメールにて通知する。なお、

審査結果、審査結果に至った経緯及び理由等に関する質問は一切受け付けない。

## 11 委託契約について

### (1) 契約の締結

本業務に係る委託契約は、原則として選定順位1位の最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で、内容の変更協議を含むものとする。

協議が不調のときは、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

### (2) 契約保証金

契約締結の際は、大分県契約事務規則第5条第1項第1号の規定に準じて、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、同規則第5条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

### (3) 業務の中止

① 委託契約の締結後、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

② 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

## 12 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、提案競技参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。

(3) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、実行委員会事務局と選定された企画提案者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

(4) 新型コロナウイルスの感染防止のため、本企画提案競技においては説明会を開催しないこととする。

また、適切な感染防止対策を講じるため、企画提案競技のスケジュールの変更の要請等を行う場合がある。

(5) 天災等やむを得ない理由により、公平、公正な企画提案競技が実施し難い場合は、企画提案競技を延期、又は取りやめることがある。その場合、企画提案競技に要した全ての経費は、実行委員会に請求できないものとする。

13 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出先及び本業務に関する問合せ先

第45回全国育樹祭大分県実行委員会事務局

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部 全国育樹祭推進室 内

電話：097-506-3852 / FAX：097-506-1803

E-mail：a16260@pref.oita.lg.jp